自由同和 大阪版

運動スローガン
1．自由な論議の場を！
2．行政の主体性の確立
3．エセ同和行為の排除

No.445
2024年(令和6年) 3月25日発行
■発行所　自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話(072)224-1111
■発行人　畑中幸司
定価一部500円 年間6000円 (送料込み)
ホームページ▶http://jiyudowa-osaka.org/

2024(令和6)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書　大阪市回答

444号からの続き

2-(4)
「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課／人権啓発・相談センター

本市は、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざして、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しております。

本計画では、日常生活でもなじみの深い車を走らせる様子に例えて、標識(人権の視点！100！)、道しるべ(「人権が尊重されるまち」指標)、エンジン(人権教育・啓発)、エアバッグ(人権相談・救済)を4つの柱とし、具体的な取組みを推進しています。

「人権の視点！100！」については、全所属(府市共同設置の局のうち、府が幹事団体となっているものを除く。)において、事業や施策に人権の視点を取り入れた取組みを掲げ、毎年度、ＰＤＣＡサイクルによって評価・改善を行う「人権の視点！100！実行プログラム」を策定し、取組みを進めています。

「人権が尊重されるまち」指標については、本市として進めている施策の進捗を市民に分かりやすく示すため、人権関連の施策・計画の目標値及びその達成状況等について取りまとめ、毎年度改訂し、公表しており、令和５(2023)年度版についても現在改訂作業中です。

「人権教育・啓発」及び「人権相談・救済」については、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設である大阪市人権啓発・相談センターにおいて、市民と協働して地域に根ざした実効性のある啓発事業を実施するとともに、専門相談員による人権相談窓口を開設し、インターネット上の誹謗中傷をはじめ、様々な人権侵害の救済に向けて効果的な支援を行っています。

2-(5)
同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための施策を拡充されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課／人権啓発・相談センター

えせ同和行為は、同和問題に関する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すもので、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。そのため法務省を中心に、えせ同和行為の実態把握に努めるとともに、「えせ同和行為対応の手引」を作成するなど、その排除にむけた取組みを進めています。

本市においても、企業のみならず広く市民に対して、えせ同和行為の排除に関する啓発用DVDを提供するなど、啓発の推進に努めるとともに、情報交換や対応策の協議をする場として大阪法務局に設置された「えせ同和行為対策関係機関連絡会」において、関係機関と相互に連携を図っているところです。

今後とも、法務局等関係機関との連携を図りながら、広く市民に対しえせ同和行為の排除に向けた啓発を行うとともに、職員の意識向上に努めてまいります。

2-(6)
「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、ヘイトスピーチをなくすためにどのような施策を講じられるのか、また、被害者の救済はどのようにされているのか。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

国において、平成28(2016)年６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定・施行され、ヘイトスピーチの解消に対する国、地方公共団体の責務が定められました。

大阪市においても、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、法律制定に先駆け、平成28(2016)年１月に「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定し、同年７月に全面施行しております。

具体的な表現活動について、憲法に定める表現の自由との整合性など、外部の学識経験者で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会において慎重に審議を重ねつつ、ヘイトスピーチと認定した表現活動については、ヘイトスピーチの抑止を図ることを目的として、拡散防止の措置をとり、また、所定の事項を公表するなど、広く市民等の人権を擁護しています。

加えて、ポスター、広報紙等による啓発活動を通じ、ヘイトスピーチを許さない姿勢を明確化しています。

2-(7)
同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

「大阪市人権施策推進審議会」の答申「今後の人権行政のあり方について」の中で、「人権行政を推進するための枠組み」として、「推進の中核を担う部署においては、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権擁護の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の観点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある。」としています。

本市では、この答申を踏まえ、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、さまざまな人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、全庁的な「大阪市人権行政推進本部」を設置し、全部局・区において人権尊重の視点からの取組みを進めており、今後とも、全庁的な総合調整機能を果たせるように積極的に取り組んでまいります。

また、国が実施した「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく「部落差別の実態に係る調査」や本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」などの調査結果を踏まえ、引き続き、粘り強く、適切に対応し、同和問題(部落差別)の一日も早い解決に努めてまいります。

2-(8)
同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

令和６(2024)年度予算編成においては、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、引き続き収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組みを進めるとともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進めることとしています。

また、自律した自治体型の区政運営の推進に向け、基礎自治行政に関しては、区長が区の特性や地域の実情に即した施策を展開・充実できるよう、その決定権に基づき、局予算も含め予算を編成することとしています。

なお、同和問題・人権問題の解決に向けた施策についても、限られた財源のもと、局・区が連携して、より効果的、効率的に努めてまいります。

2-(9)
大阪市の教職員は、足りているのか、教職員不足という話も聞かれるが大阪市の現状を明らかにされたい。また、教育委員会として、不登校の児童・生徒への対応や支援はどのようにされているのか明らかにされたい。

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当／指導部 教育活動支援担当

本市の教員不足の現状につきましては、年度当初の教員定数は充足していますが、全国的な教員(講師)不足の中、年度後半になるにつれて、産・育休等にかかる代替教員(講師)の確保ができず、欠員が生じており、教育委員会としても大きな課題として認識しております。

これまで、代替教員(講師)の確保のための取組みとして、休日や夜間、また大学と連携した講師登録会の開催や、遠方の方等を対象としたオンライン面接の実施、その他広報活動として、市広報紙や地下鉄主要駅へのポスター掲示等、様々な対策を講じているところです。

それでもなお代替教員(講師)の確保は厳しい状況ではございますが、今後もあらゆる手法を検討し実施していくことで、その確保に懸命に取り組んでまいりたいと考えております。

また、不登校児童生徒への支援については、不登校が生じないような魅力ある学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実に努めてまいります。各学校園においては、いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくりや、児童生徒の学習状況等に応じた指導、配慮の実施等、児童生徒の個々の状況に応じた支援を進めております。

一方で、校外の支援施設として、不登校児童生徒の学習支援及び教育相談の充実を図るため、令和２(2020)年度より教育支援センターを開設し、現在３か所で学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援を行っております。また、不登校生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う特例校(心和中学校)を令和６　(2024)年度に設置いたします。

今後も引き続き、不登校が生じないような魅力ある学校づくりや、専門機関等との連携、ICTの活用等により、不登校の未然防止、早期支援に努めるとともに、不登校児童生徒の支援充実に努めてまいります。

2-(10)
安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課／人権啓発・相談センター

本市では、若年者、障がい者、ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」に対する就業支援を重要な柱として取組みを進めています。

市内４ヶ所の「しごと情報ひろば」では、キャリアコンサルタントによる職業相談・職業紹介を行うとともに、一人ひとりの支援ニーズや可能性に応じた就業支援を各就業支援機関と連携しながら推進しているところです。また、「しごと情報ひろば天下茶屋」・「しごと情報ひろば西淀川」・「しごと情報ひろば平野」においては、ハローワークとの一体的運営を実施しており、ハローワーク職員の常駐により取組みを進めています。

今後とも、国及び大阪府の施策と連携を図りつつ、市民の就業を支援する取組みを進めてまいります。

また、本市では、大阪府内において毎年６月に取り組まれている「就職差別撤廃月間」において、関係行政機関・大阪市企業人権推進協議会等関係団体と連携した取組みを行っており、区の広報紙や大阪市ホームページへの啓発記事の掲載などの手法により就職差別撤廃の啓発を行っています。

さらに、市内企業における人権啓発や人権研修を側面から支援・推進しており、その中で、企業において人権問題が正しく理解され、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考システムの確立が図られるよう、「公正採用選考人権啓発推進員」制度の周知に努めています。

今後とも、大阪労働局・大阪府と連携しながら、就職差別撤廃に向けた啓発を継続的に進めてまいります。

2-(11)
新型コロナウイルス関連融資の返済が本格化するなか、中小零細企業は業績を回復できず倒産・廃業が増加しています。状況に応じた早期の支援が必要だと思われます。また、やむなく倒産に追い込まれたり・廃業した経営者が再チャレンジできる取り組等の対策があれば明らかにされたい。

経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当)

大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、府市の経営相談窓口を集約し、市内中小企業等の様々な課題等に対して、中小企業診断士などの専門家による経営相談をはじめ、経営に役立つ各種支援事業を実施しております。また、中小企業が抱える各種経営課題のご相談に応じるほか、セミナーなどを開催し、中小企業のニーズに沿った支援施策を展開しております。

今後についても、国や大阪府との連携を図りながら、事業者の皆様への支援を引き続き実施してまいります。

2-(12)
新型コロナウイルス感染症に感染された人や医療従事者等に対する差別や偏見で誹謗中傷や排除が見受けられることから、啓発活動を強力に推進されたい。また、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないよう配慮されるとともに、啓発活動を推進されたい。

健康局 大阪市保健所 感染症対策課

本市では、新型コロナウイルスに感染された方やその家族、医療従事者、またエッセンシャルワーカーや外国人などへの、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止を目的とする「シトラスリボンプロジェクト」の趣旨に賛同し、差別や偏見を許さない意思表示として、リボンの作成・着用、職場での掲示など全庁的に取り組んでまいりました。

新型コロナワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的にしていますが、接種は強制ではなく、副反応などの情報も確認いただき、ご納得のうえで、接種を受けていただいております。

また、医学的な事由等により、接種を受けられない方もおられることから、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていないことを理由に、差別的な行為を行うことはあってはなりません。

新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別は決して許されるものではなく、本市ホームページでの情報発信、ビラの配布等の啓発活動を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題に対応する相談窓口のご案内も行っております。

今後も、新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した不当な差別が起こらないよう、引き続き啓発に努めてまいります。

2-(13)
「ストーカー規制法」がGPS機器や居場所が分かるスマートフォンアプリの悪用を禁じた ３ 回目の改正が行われた。また、今後もDV被害者の増加が予測されるが、大阪市が把握されてる昨年度の相談件数・相談に対しての対応を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課

配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉センター、女性総合相談センターの昨年度のＤＶ相談件数は3,714 件となっており、相談に対しての対応は、一時保護128 件、他機関紹介994件、助言2,260 件、情報提供332 件となっています。

令和２(2020)年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて相談件数が顕著に増加しております。引き続き、ＤＶ被害者の置かれた状況に十分配慮した相談対応に取り組んでまいります。

2-(14)
高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者の孤独や孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。大阪市の現状を明らかにされたい。

福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課(いきがいグループ)／生活福祉部 地域福祉課

本市では、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的として、各区に1 施設(北区と中央区には各２施設)老人福祉センターを設置しています。

老人福祉センターでは、高齢者のニーズをもとに、世代間交流にも取り組んでいるところです。

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、自ら支援を求める状態にない要援護者に対してねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなどの取組みを行っています。

また、ライフライン事業者等が日常業務の中で、支援を必要とされている方を発見した場合は、区役所等へ連絡してもらう連携協定も締結しており、連絡があった時は、区役所と見守り相談室が連携し、安否確認を行っています。

2-(15)
旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

都市整備局 住宅部 建設課

市営住宅については、老朽化が進み、建替えや改善等による更新が必要なストックが存在し、また、高齢化の進行によるコミュニティの沈滞化なども重要な課題となっており、令和３(2021)年３月に「大阪市営住宅ストック総合活用計画」を策定したところです。

計画では、建替えを基本に、耐震改修や全面的改善などの手法を活用し、市営住宅ストックの計画的な更新を進めるとともに、予防保全の観点から計画的な改修を実施することとしています。

さらに、建替余剰地を活用して良質な民間住宅や生活利便施設、福祉施設等の導入を図り、周辺地域と一体となったまちづくりを進め、コミュニティの再生と地域のまちづくりへの貢献を図りながら、今後とも多くの市民の方々に支持される「市民住宅」の実現に向けた取組みを引き続き進めてまいります。

2-(16)
校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

教育委員会事務局 総務部 教育政策課／指導部 初等・中学校教育担当

今年度の「全国学力・学習状況調査」の結果、本市の平均正答率の対全国比について、中学校国語・英語においては前回調査と比較して横ばいで、数学では若干下降したものの、小学校においては、国語・算数で改善し、とりわけ国語はほぼ全国水準に達しました。「大阪市教育振興基本計画」において、基本的な方向として「誰一人取り残さない学力の向上」を掲げ、「学力向上支援チーム事業」を実施するなど、児童生徒の個に応じたきめ細かで継続した指導・支援を通じて、大阪市全体の学力向上につなげていきます。

本市の進路状況につきましては、高等学校等への進学率はここ数年高い値で安定しておりますが、進学後の中退者等の問題は依然として課題があります。

これらの課題を克服するため、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図るなど、計画的・継続的な進路指導の充実に努めてまいります。

2-(17)
低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようになっているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、この一年で大阪市が把握された件数・教育と福祉の連携はされているのか並びに取り巻く現状と課題を明らかにされたい。

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課(ひとり親等支援グループ)／中央こども相談センター 教育相談担当

新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況につきましては、各区に配置するひとり親家庭サポーターによる就労相談対応におきまして、令和５(2023)年度における実績は概ね前年度と同程度の相談件数となっているところです。

また、母子・父子福祉センター大阪市立愛光会館内に設置する、ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいてもその傾向については同様となっているところです。

働くひとり親家庭への支援制度の新設や改正の進捗状況としましては、職業能力の開発の講座費用や修業期間中の生活支援のため、「ひとり親家庭自立支援給付金事業」を実施しておりますが、その中でも、看護師、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間の生活の安定を図るため、給付金を支給する「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等」については、平成30(2018)年度より国制度では市町村民税課税世帯は70,500 円、非課税世帯は100,000 円(最終学年は4 万円加算)とされている基準に対し、市独自で上乗せして年次を問わず非課税世帯は月141,000 円に拡充しています。また、令和３(2021)年度からは国制度において対象資格及び期間について

緩和する措置が開始されたところであり、制度利用者数は拡充に伴い増加しており就職に役立つ資格取得に対する支援が出来ていると考えているところです。

また、保育所等の入所選考につきまして、就労されているひとり親家庭については選考に使用する保育利用調整基準の点数をより高く設定しておりますが、平成30(2018)年度より、就学されているひとり親家庭についても保育利用調整基準の点数をより高く設定しております。

加えて、ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関の入学をめざして専門学校等受験対策講座を受講する場合、受講費用の全額(上限あり)を支給する「ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金」を平成30(2018)年度より実施しています。さらに、一時保育が必要なひとり親に対応するため、母子・父子福祉センター「愛光会館」において、(准)看護師資格取得の養成機関への入学するための受験対策講座を実施しています。

本市では、児童生徒が抱える問題の早期発見・早期解決を図るため、市立小中学校においてスクールカウンセラーの配置を進めてきました。

児童生徒が家庭の悩みを身近な学校で相談しやすいように、令和４(2022)年度には、スクールカウンセラーの配置を拡大し、市立小中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、令和５(2023)年度にも配置を拡充したところです。

あわせて、児童生徒に向けてスクールカウンセラーに学校生活の悩みだけでなく、家庭の悩みも相談できる旨を周知しています。

令和４(2022)年度中にスクールカウンセラーが受けた家庭に関する悩みごとの相談件数は、1,841 件です。

児童生徒から相談を受けて、家庭への支援が必要であると考えられる案件については、学校で共有し、こどもサポートネットを通じて区役所とで連携し、福祉的支援をはじめ、適切な支援につなげています。

2-(18)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛中での家庭内での DV や児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。また、児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年６月改正され、令和２年４月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれたい。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないのが現状と言われているが、どのように取り組まれるか明らかにされたい。また、令和４年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。

こども青少年局 中央こども相談センター／子育て支援部 管理課(児童支援対策グループ)
市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課

大阪市における児童虐待にかかる相談・通告の件数は依然として高い数値で推移しており、令和４(2022)年度の、大阪市こども相談センター全体の虐待通告件数は前年度比183 件増の6,319件でした。これは虐待防止への意識が広がり通告が増えていることに加えて、警察からのDV による心理的虐待の通告が増えていることが大きな要因であると考えております。虐待が潜在化・重症化してしまうことがないよう、関係機関と連携を取って個々の事案に対して丁寧な対応に努めているところです。

令和４(2022)年度の配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉センター、女性総合相談センターのDV 相談件数は合わせて3,714 件でした。令和２(2020)年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて相談件数は顕著に増加しています。

児童虐待対策については、これまでもこども相談センターと各区保健福祉センター、地域の関係機関等の連携により、発生予防、早期発見・早期対応に取り組んでいるところでありますが、要保護児童をとりまく状況は、複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、相談の過程において児童虐待を予防し、個々の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えております。

こども相談センターでは「大阪市児童虐待ホットライン」を設置し、24 時間365 日児童虐待相談に対応し、虐待の早期発見・早期対応とその後の支援に繋がる体制を整えています。加えて、施設等から家庭引取りとなる児童の家庭復帰支援体制を整備し、虐待の再発防止に努めているところです。

なお、令和元(2019)年度に、こども相談センターに常勤の弁護士を配置しており、令和３(2021)年度に新たに1 名増員しました。児童の命・安全を守るために必要な法的対応を検討し実施してまいります。

また、増加する児童虐待相談に迅速に対応できるよう、市内南部(平野区)に続き、令和３(2021)年４月に3 か所目の児童相談所を市内北部(東淀川区)に開設しました。現在は令和８(2026)年度中の開設に向け、市内東部(鶴見区)に4 か所目の児童相談所の設置を進めています。

こども相談センターの職員体制について、今後、児童福祉法の配置標準をもとに、児童福祉司や児童心理司、一時保護所の職員を大幅に増員してまいりますが、実務経験を通して丁寧に相談援助技術を教え、専門性を育てていく必要があるため、複数年度にわたり計画的に採用を行います。

また、各区においては、区要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るよう取り組むとともに、こどもに関わる機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする児童虐待事例に適切に対応できるよう支援体制の強化をすすめています。さらに、支援が必要な家庭を確実に把握するため、妊婦、子育て中の保護者に対する相談窓口の周知を行うとともに、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動にも取り組んでいるところです。

大阪府警とは平成29(2017)年２月に情報提供に関する協定書を締結し、虐待再発防止に向けて情報共有を行っており、令和３(2021)年度からは市内3 か所のこども相談センターが受理した児童虐待事案にかかる通告情報の全件共有を行い、児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と警察情報を活用した「支援の充実」につとめています。また、大阪府とは、令和元(2019)年度より大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」に市長が副座長として参画し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでいます。

2-(19)

SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。匿名であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事から、インターネットリテラシーについて、市民や教育現場に周知されるよう対策を講じられたい。また、削除依頼をする場合は、言論の自由に配慮して慎重に行われたい。

市民局 人権啓発・相談センター・教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当／教育センター 教育振興担当

インターネット上で増加している差別的な書き込みについては、差別を助長・誘発し、多くの人の心を傷つけるものであり断じて許されないことであると認識しています。

本市では、インターネット上での誹謗中傷などによる人権侵害が社会的な問題となっている状況を踏まえ、専門相談員によるアドバイスに加え、弁護士による相談ができるよう、昨年６月から支援を強化してきたところです。

また、インターネット上の差別事象については、大阪府等と連携し、プロバイダ等に対する削除要請を大阪法務局に依頼するほか、状況を踏まえプロバイダに対して本市から直接、削除要請を依頼しています。

しかしながら、削除するか否かはプロバイダ等の任意に委ねられているなど地方自治体による対応には限界があり、国における対応が必要であると考えています。

本市におきましては、引き続き、大阪府や府内市町村とともに、国に対して差別行為を防止するための法的措置を含む実効性のある対策を求めてまいります。

また、インターネットにおける人権侵害やインターネットリテラシー等について本市ホームページに掲載するほか、人権情報誌「KOKORO ねっと」及び人権啓発推進員・企業啓発支援事業などでも取り上げ、広く市民への周知・啓発を行ってまいります。

今後とも、インターネット上の差別事象への対処については、表現の自由等を侵害することのないよう十分に留意してまいります。

教育委員会といたしましては、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができる相談体制の充実に努めております。

校内においては、令和３(2021)年度より、１人１台学習者用端末を活用した「相談申告機能」を導入いたしました。さらに、校外においては、大阪市立の学校に通う児童生徒を対象に「LINE」による相談窓口を設置し、週１回の定期開設日に加えて、長期休業日明け前後１週間についても対応しております。

近年、スマートフォンや携帯電話等が子どもたちの身近な持ち物となっており、迅速な情報収集や情報共有が可能である反面、いじめ等の問題も発生していることから、スマートフォン等の使用に際しては、子どもたちに正しい知識を身に付けさせ、子どもたちの人権意識を向上させることが重要であると認識しております。

このような状況を踏まえ、子どもたち自身でインターネットの適切な使い方を考える機会とするため、令和２(2020)年度より「大阪市スマホサミット」を実施しております。本サミットでは、各教育ブロックの中学校代表生徒が自校の取組みを発表し、スマートフォン等の適切な使い方について議論を深めることにより、生徒が自ら考え行動できるよう、更なる安全教育の推進に取り組んでおります。あわせて、本サミットの取組みを各校に周知することにより、各校での節度ある適切な使用に向けたルール策定や家庭と連携しながらルールを活用する取組みが推進するよう努めております。

情報活用能力(インターネットリテラシーを含む)の育成については、各校に１名位置付けているＩＣＴ教育担当教員や新任教員を対象に研修を行っています。

また、子どもたちの発達の段階を考慮するとともに、各教科等の特質を生かし、教科横断的に取り組む必要があることから、各校において取組みが進められるよう、令和４(2022)年度末には令和３(2021)年度末に周知した「情報モラル教育事例集」ならびに「情報モラル教育年間指導計画」を拡充し周知しました。加えて、教育センターが実施しているＩＣＴに係る全ての研修において、「情報モラル教育事例集」を周知しました。令和５(2023)年度も昨年度に引き続き、各校において「情報モラル教育年間指導計画」を策定し、計画的に実践していただいているところです。

言論の自由を尊重しつつ、不適切なコンテンツ等の削除依頼を行う際には、専門家のアドバイスを求める等、慎重に対応してまいります。

今後も、インターネットを利用する際に守るべきルールやマナーをはじめ、正しく安全にインターネットを利用できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導の充実に努めてまいります。

2-(20)

ILO111 号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止する ILO 第 190 号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

国に対しては、雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO 第111 号条約の批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるよう、大阪府や大阪府市長会等と連携し、厚生労働省に対し、「雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO 第111 号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めてください。また、現在、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身または社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など必要な措置を講じてください」と要望しています。また、ILO 第190 号条約については、今後の国の動向を注視してまいります。

2-(21)

「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年施行され 10 年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。平成 29 年 3 月「いじめ防止基本方針」も改訂され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態の対処等指導されているか報告されたい。また、重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラー・スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの 拡充を図り、重大事態の回避を図っていただきたい。
学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等に一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当・こども青少年局 中央こども相談センター

本市においては、「いじめ防止対策推進法」第12 条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定しております。さらに、令和３(2021)年４月には、いじめによる重大事態に関し、専門性を持った第三者による速やかな調査を可能とするため、第三者委員会を常設の機関として設置することとし、「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」の一部を改正いたしました。

各校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見、及びいじめへの対応について、基本的な考え方や具体的な対応等を進める体制について定めております。さらに、令和２(2020)年度より、「大阪市いじめ対策基本方針」についてのe ラーニング研修を全教職員に実施し、全教職員のいじめ対応に係る理解をより一層深めるとともに、「学校いじめ防止基本方針」の確認及び見直しを各校に指示しております。今後もいじめ対応について、全教職員が「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先した対策を進めるよう、引き続き各校への指導を徹底してまいります。

また、平成29(2017)年度より、５月の大型連休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、児童生徒及び教職員がいじめについて考える機会とし、いじめ未然防止の取組みを各校の実情に応じて進めております。

スクールロイヤーの活用については、令和元(2019)年度より、これまで培ってきた専門家と連携した学校への支援についてのノウハウを最大限に生かした学校支援制度を構築しております。本制度は、各教育ブロックの担当弁護士を定めるとともに、臨床心理士等の他職種の専門家を学校に派遣することで、問題が深刻化する前に、多面的に学校の課題に対応しております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和２(2020)年度より、「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーとして15 名増員し、24 行政区すべてに学校数に応じて１～２名を配置しており、さらに令和５(2023)年度より、区役所へ配置するスクールソーシャルワーカーの人数を１名または２名増員することを決定し、スクールソーシャルワーカーを採用でき次第、順次、区役所に配置しております。

学校におけるいじめ対策のための組織にスクールソーシャルワーカーが入り、福祉的な視点を取り入れながら、アセスメントから指導・支援のプランニング、実行へとつなげ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に引き続き努めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、いじめや不登校など児童生徒が抱える問題の早期発見・早期対応を図るために配置を進めてきており、令和４(2022)年度には、市立小中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、令和５(2023)年度にも配置を拡充しています。

また、各学校において重大事態が発生した際には、教育委員会からの要請に応じて速やかにスクールカウンセラーを当該校に派遣し、児童生徒にとって適切な相談・支援を行っています。

そのうえで、関係諸機関と連携・協力体制の充実に努めながら、児童生徒の心のケアに努めているところです。

2-(22)

日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望していく。大阪市におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当

日本学生支援機構の大学生等に対する奨学金事業につきましては、対象者の拡大、給付の増額等、一層の事業の充実を図るよう、指定都市教育委員会協議会を通じ、国に対して要望してまいります。

2-(23)

障がい者の雇用に関しては、教育委員会は法定雇用率が 2.5% になっているが、大阪市教育委員会の実態及び今後の対策について明らかにされたい。

教育委員会事務局 総務部 総務課／教務部 教職員人事担当

大阪市教育委員会においては、法定雇用率2.5%のところ、令和４(2022)年度は2.07%と下回っている状況です。

現在の雇用計画については、大阪市ホームページに掲載している「障がい者活躍推進計画」において取組内容などを記載しており、引き続き雇用率の達成に向けた体制や環境の整備に取り組んでまいります。

2-(24)

大阪市における「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」の取り組み状況、進捗状況を明らかにされたい。

こども青少年局 子育て支援部 管理課(児童支援対策グループ)

大阪市では、令和５(2023)年10 月より家事や育児に対し不安・負担を抱えた要保護・要支援家庭やヤングケアラーが過度な家事や育児等のケアを担っている家庭を対象とした大阪市家事・育児訪問支援事業を開始し、支援に取り組んでおります。令和６(2024)年度以降も引き続き事業を継続し、虐待リスク等の高まりの未然防止や、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担の軽減を図るよう努めてまいります。

2-(25)

学校における性的マイノリティについて、平成 28 年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が通知されていますが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけられたい。また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載する LGBT など性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

教育委員会では、文部科学省のリーフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)や「『性はグラデーション』大阪市淀川区・阿倍野区・都島区３区合同ハンドブック」などを全校に配布するとともに、性の多様性に関する教職員研修を毎年実施しております。これを踏まえ各学校においては、当事者である児童生徒の気持ちに寄り添いながら丁寧な対応に努めているところです。

これまで、全市学校に対して、各種調査結果を踏まえ、LGBT 等、性の多様性に関して配慮の必要な児童生徒が学級に必ず在籍しているという認識の下に、各学校の実情に応じた取組みを進めるよう指示してまいりました。

また、令和２(2020)年10 月には、教職員向けに人権教育の年間指導計画例・実践例「学力の基礎としての人権教育個別的課題の実践デザイン～LGBT～」を作成しました。多様な性や相談体制・環境づくりについての解説と、児童生徒の実態に応じた実践事例を掲載し、すべての学校園で工夫しながら、具体的に授業を進められるよう示しております。

さらに令和４(2022)年度は、大阪市教育フォーラムにおいて多様な性(SOGI)と学校課題～安心感を高める人権感覚の醸成をめざして～と題し、分科会を開催しました。実際行われた中学校での取組みや実践を大阪市すべての教職員が見ることができるようにオンデマンド動画で配信しました。

今後も、教職員が性についての悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるために、性の多様性について正しい知識と理解を深められるよう、研修を実施してまいります。また、各校における相談体制の充実を図るため、管理職・担任・養護教諭、学校医、スクールカウンセラー等が組織的に支援にあたるとともに、個別の相談があった場合には、個々の児童生徒や保護者の気持ちを丁寧に聞き取り、柔軟な対応を行うよう、はたらきかけてまいります。

2-(26)

学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考える。小中学校で道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。「同和問題」についての授業がなされているのか堺市では、行われているが、実情を明らかにされたい。

教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当／教育活動支援担当

本市では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として「特別の教科 道徳」が、平成30(2018)年度より小学校で、平成31(2019)年度より中学校で実施されております。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しています。

学習指導要領の改訂では、いじめ問題への対応の充実や、発達段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点から内容の改善が行われ、小学校においては、第１・２学年には「個性の伸長」、「公正、公平、社会正義」、「国際理解、国際親善」の、第３・４学年には「相互理解・寛容」、「公平、公正、社会正義」、「国際理解、国際親善」の、第５・６学年には「よりよく生きる喜び」の内容項目が追加されました。それを踏まえ、子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むことを基本としながら、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、「特別の教科道徳」を要として、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校の支援に努めてまいります。

道徳的諸価値として示されている内容項目には、多様なものの見方、差別や偏見のない社会の実現、国際理解、生命の尊重などが掲げられており、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第３次とりまとめ]」に示されている内容と多くの共通点があり、道徳教育と同じく、人権教育も教育活動全体を通じて行うものであることから、道徳科の指導にあたっても人権尊重の精神を基盤として行うべきものと認識しております。

いじめを人権侵害ととらえ、児童生徒が相互に人権を尊重する態度を身に付けられるよう、今後も総合的・体系的な人権教育の推進に努めてまいります。

昨年度、小中学校等において、人権課題として同和問題に取り組んでいる実績としましては、43%となっております。また、教職員ポータルサイトにおいて、「学力の基礎としての人権教育個別的課題の実践デザイン～同和教育～」の昨年度の検索数は、436 件となっています。

教員研修においても、同和教育に関連する資料や「学力の基礎としての人権教育～同和教育～」
をオンデマンドの研修資料として活用しています。

「部落差別解消推進法」の趣旨やインターネットによる人権侵害等、現状を取り巻く諸情勢を踏まえ、すべての学校園において、児童生徒の発達段階に応じた取組みを進めていく必要があります。

今後もより積極的な取組みの推進に努め、同和教育をはじめとする人権教育の深化・充実をめざしてまいります。

2-(27)

地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

市民局 区政支援室 地域力担当

貴団体のご指摘のとおり、各区は地域の実情をきめ細やかに把握し、各局と連携を図りながら、施策に反映させていく必要があると認識しております。

市民局区政支援室は、各区、各局の連携が円滑に進み、各区がよりよい施策を講じることができるように、区長会議における区と局との議論を促していくなど、区長会議と密に連携を図りながら進めてまいります。